

# 資料 1

教 学 第 6 6 号

令和 2 年 4 月 20 日

(公文書扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会事務局  
学 校 教 育 課 長

令和 2 年度全国学力・学習状況調査について（通知）

このことについて、文部科学省から別添写しのとおり、今年度は全国学力・学習状況調査を実施しない旨の通知がありました。

については、貴管内の義務教育諸学校に周知いただきますようお願いします。

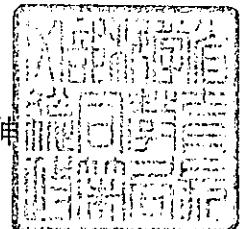
義務教育係 松本  
TEL 0742-27-9854  
FAX 0742-23-4312

写

2文科教第86号  
令和2年4月17日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた地方公共団体の長  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学省総合教育政策局長  
浅田和伸



(印影印刷)

### 令和2年度全国学力・学習状況調査について（通知）

標記については、「令和2年度全国学力・学習状況調査について（通知）」（令和2年3月17日付け元文科教第975号文部科学省総合教育政策局長通知）において、4月16日には実施しない旨を通知したところです。このたび、新型コロナウイルス感染症にかかるその後の状況及び学校教育への影響等を考慮し、今年度は全国学力・学習状況調査を実施しないことといたしました。

なお、使用する予定であった問題冊子等は、各自治体や学校の判断で有効に活用していただけよう、後日、各教育委員会及び学校等にお送りすることを予定しています。配布の時期等、詳細については、追って連絡させていただきます。

このことを、都道府県教育委員会におかれでは域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれでは調査に関する所管の学校に対して、都道府県知事におかれでは調査に関する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれでは調査に関する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社等に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人理事長におかれでは調査に関する附属学校に対して、速やかに、御周知いただくようお願いします。

<本件担当>

総合教育政策局調査企画課学力調査室  
電話：03-5253-4111（内線3726）